

日EU・EPA及び日英EPAに係る調達における基準額の邦貨換算額について

2024年4月 四国旅客鉄道株式会社

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）附属書十第二編 B 節 4 及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英 EPA）附属書十第二編 B 節 4 において定められた、当社による運送における運転上の安全に関連する物品の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。なお、この邦貨換算額は、2024年4月1日から2026年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

基準額	邦貨換算額
40万特別引出権	7,200万円